

< 論文 >

学生アルバイトの実態について*

藤 生 裕
中 島 剛
東 三 鈴

要旨

近年、労働関係法令に違反した状態で大学生がアルバイトに従事させられる、いわゆる、大学生のブラックバイト被害の問題が社会的にも関心をもたれている。本研究は、この問題の本質を探るため、全国の大学生等を対象にしたアンケート調査を実施し、収集されたデータにもとづく学生アルバイトの実態把握と実証分析をおこなった。考察の結果、ブラックバイト被害について2つの重要な事実が明らかになった。1つは、大学生の労働関係法令の知識の多少に関わらず、ブラックバイト被害が生じていること、もう1つは、長時間労働が労働法違反行為を経験する確率を高めることである。今後、この事実をもとに、さらに問題の本質を明らかにしていきたい。

キーワード：学生アルバイト， ブラックバイト， 労働法

1. はじめに

日本では、近年、労働関係法令に違反した状態で大学生がアルバイトに従事させられる事態が生じている。このようなブラックバイトの問題に対して、被害者側の学生を支援する団体が活動をはじめ、社会的にも関心が示されるようになってきた。また、キャリア関連学会においても、自らを取り巻く関係性の

* 本研究は、2016年度千葉経済大学共同研究助成費の支援を受けている。(研究題目「学生のブラックバイトについて」、期間：2016年4月1日～2017年3月31日)。今回のアンケート調査にご協力くださった皆様へここに記して感謝を申し上げます。

中で自分自身を捉え直す社会軸の視点を重視した教育改善(労働法教育の導入)が検討され始めている。こうした動向を受け、厚生労働省は、2015年8～9月に学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組強化の一環として、アルバイトに関する大規模調査(N=1,000)を既におこなっているものの、「学生の6割が労働トラブル経験有」といった実態把握にとどまるものであり、そうした事態に至る理由や背景要因については未解明である。したがって、国および地方自治体、さらには学生が所属する大学等において、十分な対策・対応がなされているとは言い難く、学生アルバイトの状況を改善する明確な道筋は立っていない。

このような状況を踏まえ、学生の現状を把握し、問題の本質を明らかにする実証的な研究をおこなうことが本研究の最終的な目的である。我々は、この問題を単なる労使間の問題ではなく、社会的・経済的な背景にもとづく学生の置かれた状況(または学生が課されている制約)により生じる問題と考えている。そこで、社会的・経済的な背景を理解するとともに、学生の置かれた状況を把握し、その状況で学生の取りうる選択を考察することを通じて、このような問題が起こる原因を明らかにすることを目指す。

本報告書の構成は次の通りである。第2章はアンケート調査からわかる大学生の生活環境、第3章は大学生等のアルバイトの実態調査結果を説明する。第4章では、ブラックバイトの実態について、計量分析とテキスト計量分析を行い、実証分析から明らかになったことを説明する。第5章では、結びとして、今回の調査と実証分析から示唆されることを言及する。

2. 大学生の生活環境

本研究グループは、2016年6～8月に全国の大学生等を対象に「大学生等のブラックバイトについての実態調査」を実施した。調査対象となった大学等については表2-1のとおりである。

表2-1 サンプル概要

| |
|---------------------------------|
| 【回答数】 N=1418 |
| 【対象校】 15校（国公立大2校, 私立大12校, 高専1校） |

この調査で得られた個票データ（N=1,418）を用いて、大学生等のブラックバイトの問題を考察するため、まず、問題の背景となっている学生の置かれた状況（または学生が課されている制約）を明らかにする。サンプルの基本データは表2-2の通りである。

表2-2 基本データ

| | |
|-------------------------|--|
| 性 別 | 男性 62%, 女性 38% |
| 現 在 の 身 分 | 大学1年生 17%, 大学2年生 23%, 大学3年生 42%, 大学4年生 11%, 高専生 4%, その他 3% |
| 親 と の 同 居 | あり 63%, なし 37% |
| 出 生 順 位 | 1番目 54%, 2番目 34%, 3番目以降 12% |
| 兄 弟 姉 妹 の 人 数 | 0人 14%, 1人 42%, 2人 27%, 3人以上 17% |
| 取 得 単 位 | 0-30単位 41%, 31-60単位 21%, 61-90単位 22%, 91-120単位 12%, 121単位以上 4% |
| 部 活 ・ サ ー ク ル 活 動 の 経 験 | なし 27%, あり（1つ） 53%, あり（複数） 20% |
| 奨 学 金 の 有 無 | あり（給付型） 5%, あり（貸与型：第一種） 18%, あり（貸与型：第二種） 21%, なし 56% |
| 学 費 自 己 負 担 割 合 | 全額負担 29%, 一部負担 15%, 負担なし 56% |
| 親（世帯主）の最終学歴 | 中学卒 3%, 高校卒 35%, 短大・高専卒 14%, 大学・大学院卒 48% |
| 親の就労状況 | 共働き 66%, 片働き 31%, その他 3% |

基本データから学生の生活環境を知ることができる。家庭状況の面では、親と同居をする者は全体の63%、兄弟姉妹がいる者は全体の86%、共働き世帯は全体の66%という状況がわかる。学生が直面する経済状況の面では、奨学金利用者が全体の44%、学費自己負担がある者が全体の44%、さらに親の所得水準の代理変数と考えられる親の最終学歴については38%の家庭で高校卒以下と

なっている。基本データから平均的な学生の生活環境を推し量ると、共働き世帯で兄弟姉妹がおり、大学等に通うため奨学金を利用するとともに学費の自己負担をする必要のある学生像が浮き彫りになる。

3. 大学生のアルバイト実態調査

学生のアルバイト実態について、次の3つの観点から調査している。1つめは学生アルバイトの状況である。アルバイトをおこなっている業種、週当たりの労働日数・時間、アルバイトの時給などを調べている。2つめは、アルバイト学生の意識調査である。具体的には、アルバイトをおこなう理由、アルバイト選択のときに重視すること、アルバイト代の利用目的である。3つめは、アルバイト先における労働環境についてである。

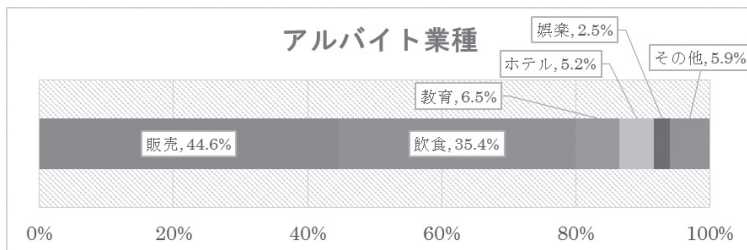
また、学生のブラックバイト被害に関連して、学生の労働関係法令の知識についても調査しており、その結果を説明する。

3-1 アルバイトの状況

本節では、大学生のアルバイトについて、アルバイトをおこなっている業種、週当たりの労働日数・時間、アルバイトの時給の調査結果を説明する。

大学生がアルバイトをおこなう業種の割合は図3-1にまとめられている。「販売」(44.6%)と「飲食」(35.4%)の割合が高く、次いで、「教育」(6.5%)、「ホテル」(5.2%)、「娯楽」(2.5%)と続く。「販売」は、コンビニエンスストア、スーパーマーケットの2業種で販売の6割以上を占めている。

図3-1 アルバイト業種



業種別に見ていくと、「飲食」では居酒屋が飲食の約1/4を、ファストフード、ファミリーレストラン、カフェの3業種が飲食の約1/3を占めている。「教育」の中では学習塾勤務が8割以上を占めている。このような結果は、厚生労働省(2015)の指摘に沿うものである。

業種の中で「ホテル」はホテル・旅館、「娯楽」はアミューズメント関連、カラオケボックス、ビデオレンタル、ゲームセンター、パチンコ店などである。「娯楽」でアルバイトをおこなう学生数はそれほど多くはないが、のちに説明するように、労働日数・時間が長い傾向にある業種である。

図3-2は、週当たりのアルバイト出勤日数をまとめたものである。これによると、週に3日ないし4日アルバイトをおこなう学生が全体の半数以上を占めていることがわかる。また週6日以上働く学生が17%いることもわかる。

図3-3は、週当たりのアルバイト時間をまとめたものである。週当たりのアルバイト時間が10-30時間の学生が多数派であり、全体の63%を占めている。他方、アルバイト時間が週30時間以上の学生は全体の16%、週40時間以上の学生は全体の5%いる。

図3-2と3-3から、平均的な学生は、1週間に3-4日、1日当たり5-6時間程度のアルバイトをおこなっているとわかる。ただし、データを詳細にみると、「娯楽」や「飲食」では出勤日が6日以上になる学生が(各業種のうち)2割程度いる。アルバイトが大学の学業に与える影響も懸念される。

図3-4は、学生アルバイトの時給の分布を示している。900円台の割合が全体の34.8%で最も高く、次いで800円台(30.2%)、1,000円台(18.1%)と続く。加重平均時給額は964円である。

なお、2016年6-8月時点の地域別最低賃金によれば、東京・神奈川で900円程度、大都市で800-850円程度、全国加重平均で798円である¹⁾。

¹⁾ 厚生労働省(2017) 参照

図3-2 アルバイト出勤日（週当たり）

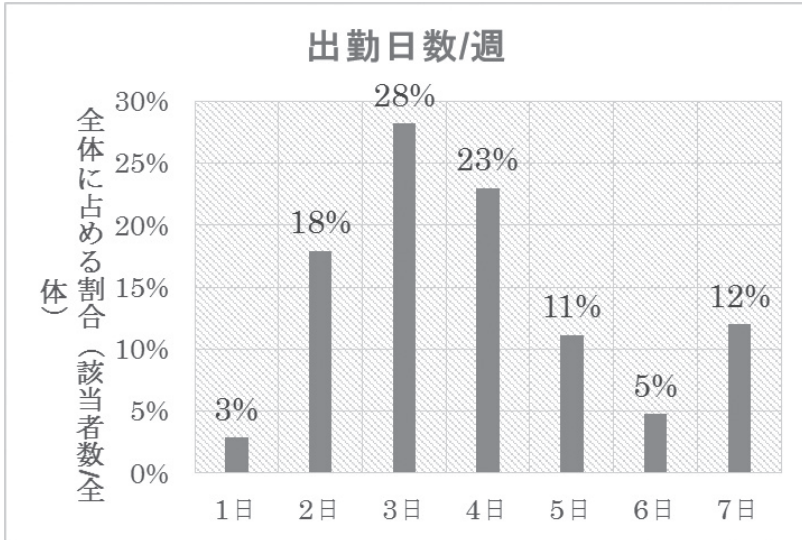


図3-3 アルバイト労働時間（週当たり）

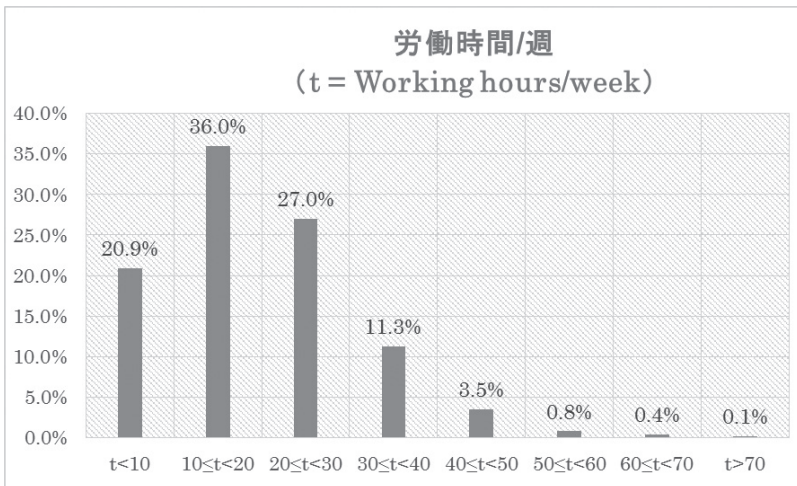
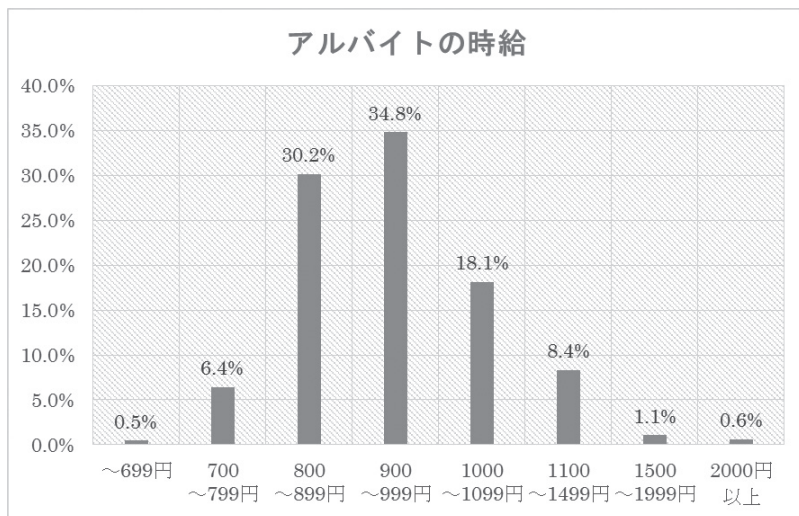


図3-4 アルバイトの時給



3-2 アルバイト学生の意識調査

本節では、学生のアルバイトに関する意識について、アルバイトの目的、アルバイトを探すときに重視するもの、アルバイト代の利用目的の調査結果を説明する。

図3-5は、学生がアルバイトをおこなう最大の理由（アルバイトの目的を1つだけ回答）をまとめている。これによれば、「収入を得るため」（75.6%）が最大の理由とわかる。次いで「社会経験のため」（16.5%）であり、この2つで理由の大部分を占めている。

図3-5 アルバイトの目的

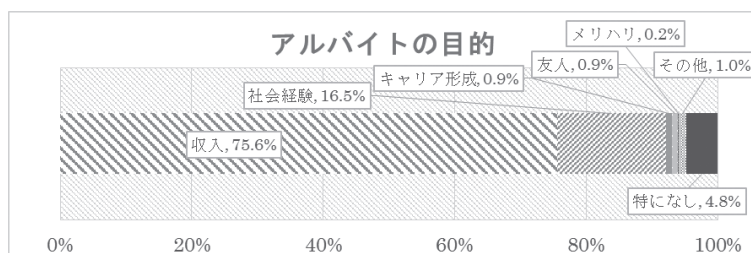


表3-1は、アルバイトを探すときに重視するものを複数回答可で集計したものである。これによれば、「時給が良い」(50%) ことを最も重視していることがわかる。また、「通勤に便利」(36%)、「勤務時間帯が合う」(32%) といった学業との両立を考えた選択や、「職場の雰囲気が良い」(23%) といった労働環境を意識しての意見もみられる。

表3-1 アルバイトを探すときに重視するもの

| 重視するもの | 割合 |
|-------------|-----|
| ① 時給が良い | 50% |
| ② 通勤に便利 | 36% |
| ③ 勤務時間帯が合う | 32% |
| ④ 1日の勤務時間 | 4% |
| ⑤ 職場の雰囲気が良い | 23% |
| ⑥ その他 | 5% |

表3-2は、アルバイト代の利用目的を複数回答可でまとめたものである。これによれば、「小遣い稼ぎ」(73.6%)、「生活費」(36.5%)、「貯金」(29.8%)、「学費」(12%) の順に高い。

表3-2 アルバイト代の利用目的

| 利用目的 | 割合 |
|---------------|-------|
| ① 学費(授業料や就学費) | 12.0% |
| ② 生活費 | 36.5% |
| ③ 小遣い稼ぎ(娯楽費等) | 73.6% |
| ④ 社会勉強 | 9.2% |
| ⑤ Wスクール | 0.8% |
| ⑥ 貯金 | 29.8% |
| ⑦ その他 | 3.0% |

以上の調査結果から、学生はアルバイトでは効率よく収入を得ることを希望し、その用途については、娯楽費などの小遣いに充てる者が多い一方で、生活費に充てる者も全体の1/3以上いることがわかる。学費に充てるためにアルバ

イトをしているといった苦学生のイメージに該当する者の割合はそれほど高くはないといえる。

3-3 アルバイト先の労働環境

本節では、アルバイト先の労働環境について、アルバイトの労働条件の提示のされ方、実際にブラックバイトであると感じた経験の有無、アルバイトで経験した労働法違反の調査結果を説明する。

図3-6は、アルバイト先で労働条件が事前にどのように学生に提示されたのかについてまとめている。これによると、事前に労働条件を書面で説明され、かつ、書面のコピーを受け取れた学生の割合は42%であった。その他は、労働条件を示す書面が手元にない状態である。

図3-6 アルバイト労働条件の明示

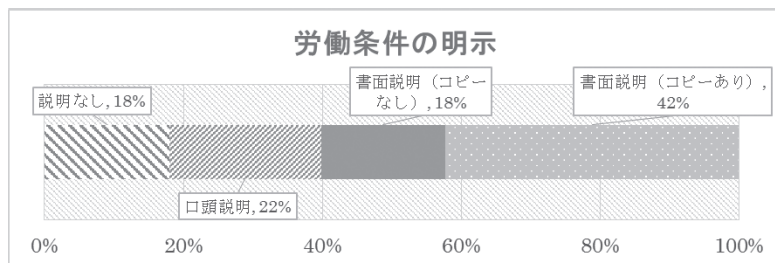


図3-7は、アルバイト先でブラックだと感じた経験の頻度について回答結果をまとめている。これによれば、全体の68%はそのような経験は「なし」と回答している。「あり (しょっちゅう)」や「あり (ときどき)」を合わせると3割ほどおり、学生はアルバイト先で定期的に労働環境に不満を感じていることがわかる。ここで注意すべきは、学生は労働法違反であるため、ブラックだと感じているわけではないという点である。後ほど見るように、多くの学生は労働関係法令について知識不足である。この回答結果は、労働環境についての不満を反映したものと見る方がよいだろう。

図3-7 アルバイト先でブラックだと感じた経験

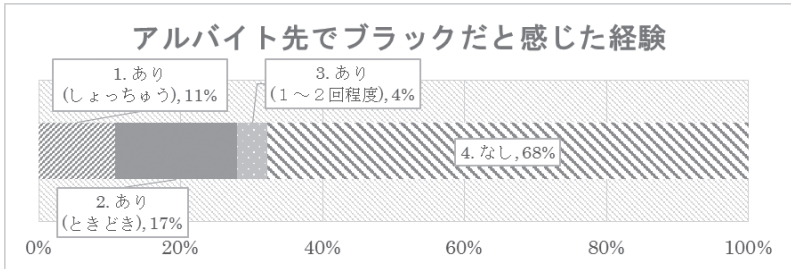


表3-3は、労働法違反に該当する18の行為について、アルバイト先で経験したことがあるかどうかの回答を集計した結果である。表3-4は、労働法違反行為を経験した回数ごと(1つ以上、3つ以上、5つ以上)に、全体に占める該当者の割合を示している。集計結果から、「労働条件上の不当な扱いはなかった」が全体の24%を占めるものの、労働法違反行為に「1つ以上該当」が全体の41%、つまり、労働法違反行為なしは59%であり、学生の認識には矛盾な点がある。これは学生の労働関係法令に関する知識不足に起因するのかもしれない。

表3-5は、労働条件等で困ったときの対処方法についての回答を集計した結果である。アルバイト先での問題への対処として、「友人・知人に相談」(32%)や「家族に相談」(29%)というように個人への相談にとどまる学生が多いことがわかる。また、「そのアルバイトを辞めた」(13%)、「インターネットで調べた」(9%)、「何もしなかった」(9%)という回答から、相談できる相手がない、何の対応もとらないという状況の学生も少なくないことが浮き彫りになる。

このような状況について、中畠(2017)は、労働法違反行為の実態が存在しながら、何も対処しなかった者は労働法違反という事態を認識できていない場合が多いことを指摘している。

表 3-3 アルバイトで経験した労働法違反

| 労働法違反行為 | 割合 |
|-----------------------------------|-----|
| ①採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた | 10% |
| ②採用時に合意した以上のシフトを入れられた | 14% |
| ③一方的に急なシフト変更を命じられた | 13% |
| ④一方的にシフトを削られた | 10% |
| ⑤実際に働いた時間の管理がされていない | 9% |
| ⑥賃金が支払われなかった | 4% |
| ⑦準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった | 8% |
| ⑧時間外労働/休日労働/深夜労働について割増賃金が支払われなかった | 5% |
| ⑨賃金から一方的に罰金を徴収された | 1% |
| ⑩賃金が一方的に引き下げられた | 1% |
| ⑪1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった | 8% |
| ⑫契約更新があるといわれていたが労働契約の更新がなかった | 2% |
| ⑬仕事中のケガの治療費を自己負担させられた | 1% |
| ⑭商品やサービスの買い取りを強要された | 2% |
| ⑮給与明細書がもらえなかった | 6% |
| ⑯暴力や嫌がらせを受けた | 3% |
| ⑰退職を申し出ても(勤務先の都合を理由に)退職させてもらえなかった | 4% |
| ⑱会社の都合で一方的に解雇された | 1% |
| ⑲その他 | 1% |
| ⑳労働条件上の不当な扱いはなかった | 24% |

表 3-4 労働法違反の該当割合

| 項目数 | 該当割合 |
|--------|------|
| 1つ以上該当 | 41% |
| 3つ以上該当 | 14% |
| 5つ以上該当 | 5% |

表3-5 労働条件等で困ったときの対処方法

| 対 処 方 法 | 割 合 |
|----------------------|-----|
| ① 友人・知人に相談 | 32% |
| ② 家族に相談 | 29% |
| ③ そのアルバイトを辞めた | 13% |
| ④ インターネットで調べた | 9% |
| ⑤ 何もしなかった | 9% |
| ⑥ 学校や職場の先輩に相談 | 8% |
| ⑦ 同僚に相談 | 7% |
| ⑧ 自分で会社との話し合いの機会を持った | 4% |
| ⑨ 専門の相談窓口相談 | 2% |
| ⑩ 大学に相談 | 1% |
| ⑪ その他 | 2% |

3-4 大学生の労働関係法令の知識

本節では、学生の労働関係法令に関する知識について、調査結果を説明する。表3-6と3-7は、法律で決められている労働条件について、大学生がどの程度知っているかを集計している。表3-6は知っている項目をすべて回答してもらっているが、ここからは、労働条件の書面提示、休息時間の確保、アルバイト代の支払条件、最低賃金などについては半数近い学生が知っているものの、それ以外の項目については2-3割程度の学生しか知らないことがわかる。表3-7からは、この調査で提示した労働関係法令に係る12項目のうち半分程度の知識しかない学生が全体の68%を占めていることがわかる。

表3-8は、労働関係法令の知識を得る機会があるかどうかを集計しているが、64%の学生がそのような機会は「なし」と回答している。「あり」と回答した学生には、さらに具体的な機会を尋ねており、「大学の講義」と「アルバイト先（先輩など）」を挙げるものは多いものの、大学におけるガイダンス（説明会）を挙げるものはわずかしかない。

表3-6 法律で決められている労働条件について知っていること

| 項 目 | 割 合 |
|---|-----|
| ①事業主はアルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある | 48% |
| ②アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある | 36% |
| ③アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある | 58% |
| ④アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある | 43% |
| ⑤アルバイトは、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない | 47% |
| ⑥都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない | 59% |
| ⑦事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない | 29% |
| ⑧アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることができない | 29% |
| ⑨アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（サブロク）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届けなければならない | 13% |
| ⑩事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない | 24% |
| ⑪アルバイトでも、仕事によるケガは、労災保険を使う必要がある | 32% |
| ⑫アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる | 23% |
| ⑬何も知らない | 7% |

表3-7 学生の労働関係法令に関する知識

| 知っている項目数 | 該当割合 |
|----------|------|
| 0個 | 7% |
| 3個以内 | 43% |
| 6個以内 | 68% |

表3-8 労働関係法令を知る機会

| | |
|-------|-------|
| 1. なし | 2. あり |
| 64% | 36% |

4. ブラックバイトの実態に関する実証分析

第4章ではブラックバイトの実態について、計量分析とテキスト計量分析を行う。計量分析では、ブラックバイトの決定要因について探り、テキスト計量分析では、自由記述回答を用いて「ブラックバイト」という言葉の背後にある文書構造を明らかにする。

4-1 ブラックバイトの決定要因に関する計量分析

本節では、ブラックバイトの決定要因を検証するために、ブラックバイトの実態と、学生の置かれた状況や職場環境との関連について回帰分析を行う。標本は、アルバイトをしている学生に限り、以下の式を線形確率モデルで推計した。プロビット分析も同様に行った。

$$Y_i = \alpha + X_{i1}\beta_1 + X_{i2}\beta_2 + e_i$$

被説明変数 Y_i は、表3-3で示されるアルバイトで経験した労働法違反行為①～⑱のうち、該当する行為が1つでもある場合は1を、ない場合は0をとる2値変数である。説明変数 X_{i1} は学生の労働法の知識、属性、経済状況を表す。説明変数 X_{i2} は職場環境を表す。 e_i は誤差項である。

学生の労働法の知識として、表3-6で示される法律で決められている労働条件12項目の中で知っている項目の数を用いた。学生の属性として、所属する大学ダミー、学年、性別を用いた。学生が置かれている経済状況の代理変数として、親との同居の有無、出生順位（1番目、2番目、3番目以降）、兄弟数、奨学金の有無（給付型あり、第一種貸与型あり、第二種貸与型あり、なし）、学生本人による学費割合（全額負担、一部負担、負担なし、回答なし）、世帯主の学歴（中学卒、高校卒、短大・高専卒、大学・大学院卒、回答なし）、親

の就労状況（共働き、片働き、その他）、家庭からの給付と修学の関係（給付のみで修学可能、給付のみでは修学不自由、給付のみでは修学継続困難、給付なし、回答なし）、アルバイト代の利用目的（学費、生活費、小遣い稼ぎ・娯楽費等、社会勉強、貯金、その他、回答なし）を用いた^{2) 3)}。

職場環境として、アルバイトの仕事内容（販売、ホテル、飲食、娯楽、警備・倉庫、教育、配送・引越、イベント、その他）、時給（800円未満、800円台、900円台、1000円台、1100円～1500円未満、1500円以上、回答なし）、1週間の勤務時間（10時間未満、10時間以上20時間未満、20時間以上30時間未満、30時間以上40時間未満、40時間以上、回答なし）、深夜時間（22時から5時）勤務の有無（あり、なし、回答なし）、アルバイト労働条件の提示の有無とその方法（具体的な説明なし、口頭説明、労働条件が記載された書面の提示はあるものの書面は渡されなかった、労働条件が記載された書面を渡された、回答なし）を用いた^{4) 5)}。

レファレンスグループは、学年は「3年生」、出生順位は「1番目」、奨学金の有無は「なし」、学費負担割合は「負担なし」、世帯主の学歴は「大学・大学院卒」、親の就労状況は「共働き」、家庭からの給付と修学の関係は「給付なし」、アルバイト代の利用目的は「回答なし」、アルバイトの仕事内容は「その他」、時給は「800円未満」、1週間の勤務時間は「10時間未満」、深夜時間勤務の有無は「回答なし」、アルバイト労働条件の提示の有無とその方法は「労働条件

²⁾ アルバイト代の利用目的に関して、Wスクールと答えた学生は標本の1%に満たないため、「その他」に含めた。

³⁾ アルバイト代の利用目的は、複数回答可である。

⁴⁾ アルバイトの仕事内容に関して、美容、通信・IT、医療・介護・保育、建設、製造、官公署でアルバイトをする学生は、それぞれ標本の1%に満たないため「その他」に含めた。

⁵⁾ 2つのアルバイトをしている学生の場合、労働法違反行為については1つ目のアルバイトにおける労働法違反行為の経験の有無に関する情報を用い、労働時間については2つのアルバイトにおける労働時間の合計を用いている。

が記載された書面を渡された」である。

表4-1は回帰分析で用いる変数の記述統計量である。表4-2はブラックバイトの実態と学生の置かれた状況や職場環境との関連についての分析結果を示したものである。学生の置かれた状況、職場環境、それぞれについて次の状況が明らかになった。

(1) 学生の置かれた状況について

労働法の知識の多少と労働法違反行為の経験との間に有意な相関関係は見られない。これは、学生は労働法を知っていても、アルバイト先で労働法違反行為に遭遇した場合の対処法を知らないことを示唆しているのかもしれない。大学3年生に比べて、労働法違反行為を経験する確率が2年生は8.8%ポイント低下し、4年生は9.5%ポイント低下する。経済状況の代理変数として用いた親との同居、兄弟数、奨学金の有無、本人による学費負担割合、親の就労状況、家庭からの給付と修学の関係においては、労働法違反行為の経験との間に有意な相関関係は見られない。他方で、出生順位が1番目の学生に比べて、出生順位が3番目以降の学生は、労働法違反行為を経験する確率が9.4%ポイント低下する。これは、出生順位が1番目の学生は、弟や妹の学費も必要であることを考慮して、自らがアルバイトをすることで学費を捻出する必要がある一方、出生順位が3番目以降の学生はそうした必要性がないことを示唆しているのかもしれない。また、世帯主が大学・大学院卒の家庭の学生に比べて、世帯主が中学卒の家庭の学生は、労働法違反行為を経験する確率が15.1%ポイント高まる。また、アルバイト代の利用目的を回答しなかった学生に比べて、アルバイト代の利用目的として「学費」と答えた学生は、労働法違反行為を経験する確率が12.9%ポイント高まる。従って、労働法の知識不足は労働法違反行為を経験する要因とは言い難いものの、学生が自ら学費を捻出する必要がある場合は、労働法違反行為を経験する可能性が高まることが明らかになった。

(2) 職場環境について

仕事内容については、「その他」でアルバイトをする学生に比べて、労働法違反行為を経験する確率が、販売の仕事に就く学生は12.8%ポイント、ホテルで働く学生は16.8%ポイント、飲食の仕事に就く学生は20.0%ポイント、教育の仕事に就く学生は31.5%ポイント、イベントの仕事に就く学生は22.7%ポイント高まることが明らかになった。時給については、時給800円未満の仕事に就く学生に比べて、時給が1100円から1500円未満の仕事に就く学生は、労働法違反行為を経験する確率が15.5%ポイント低下する。アルバイトの時給と仕事内容は相関があり多重共線性の可能性があるため、時給の係数の解釈については注意が必要である。勤務時間については、1週間に10時間未満働く学生に比べて、勤務時間が40時間を超える学生は、労働法違反行為を経験する確率が22.5%ポイント高まる。労働時間については、学生自らが選ぶ可能性と、自らの意思とは反して勤務先から長時間働くことを強いられている可能性がある。今回の分析では、どちらの可能性が当てはまるのか識別することはできない。深夜時間勤務の有無と労働法違反行為の経験には有意な相関関係は見られない。アルバイト労働条件の提示の有無とその方法については、労働条件が記載された書面を渡された学生に比べて、具体的な説明がなかった学生は労働法違反行為を経験する確率が15.7%ポイント高い。これらのことから、特定の産業、長時間労働の職場、アルバイト労働条件の提示が事前に提示されない職場では、労働法違反行為を経験する可能性が高まることが明らかになった。

表4-1 記述統計量

| | 平均 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|
| 労働法違反行為の経験の有無 | 0.421 | 0.493 | 0.000 | 1.000 |
| 学生側の要因 | | | | |
| 労働法の知識 | 4.577 | 3.702 | 0.000 | 12.000 |
| 1年生 | 0.164 | 0.370 | 0.000 | 1.000 |
| 2年生 | 0.233 | 0.423 | 0.000 | 1.000 |
| 3年生 | 0.416 | 0.493 | 0.000 | 1.000 |
| 4年生 | 0.109 | 0.311 | 0.000 | 1.000 |

| | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 高専生 | 0.042 | 0.202 | 0.000 | 1.000 |
| 女性 | 0.380 | 0.485 | 0.000 | 1.000 |
| 親との同居あり | 0.635 | 0.481 | 0.000 | 1.000 |
| 出生順位：1番目 | 0.541 | 0.498 | 0.000 | 1.000 |
| 出生順位：2番目 | 0.335 | 0.472 | 0.000 | 1.000 |
| 出生順位：3番目以降 | 0.122 | 0.328 | 0.000 | 1.000 |
| 兄弟数 | 1.501 | 0.977 | 0.000 | 5.000 |
| 奨学金：給付型奨学金あり | 0.048 | 0.214 | 0.000 | 1.000 |
| 奨学金：第一種貸与型奨学金あり | 0.191 | 0.393 | 0.000 | 1.000 |
| 奨学金：第二種貸与型奨学金あり | 0.214 | 0.410 | 0.000 | 1.000 |
| 奨学金：なし | 0.585 | 0.492 | 0.000 | 1.000 |
| 学費負担割合：全額負担 | 0.274 | 0.446 | 0.000 | 1.000 |
| 学費負担割合：一部負担 | 0.145 | 0.353 | 0.000 | 1.000 |
| 学費負担割合：負担なし | 0.544 | 0.498 | 0.000 | 1.000 |
| 学費負担割合：回答なし | 0.035 | 0.184 | 0.000 | 1.000 |
| 世帯主の学歴：中学卒 | 0.032 | 0.177 | 0.000 | 1.000 |
| 世帯主の学歴：高校卒 | 0.344 | 0.475 | 0.000 | 1.000 |
| 世帯主の学歴：短大・高専卒 | 0.138 | 0.345 | 0.000 | 1.000 |
| 世帯主の学歴：大学・大学院卒 | 0.468 | 0.499 | 0.000 | 1.000 |
| 世帯主の学歴：回答なし | 0.015 | 0.124 | 0.000 | 1.000 |
| 親の就労状況：共働き | 0.660 | 0.473 | 0.000 | 1.000 |
| 親の就労状況：片働き | 0.311 | 0.463 | 0.000 | 1.000 |
| 親の就労状況：その他 | 0.027 | 0.164 | 0.000 | 1.000 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみで修学可能 | 0.583 | 0.493 | 0.000 | 1.000 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみでは修学不自由 | 0.077 | 0.267 | 0.000 | 1.000 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみでは修学継続困難 | 0.037 | 0.190 | 0.000 | 1.000 |
| 家庭からの給付と修学：給付なし | 0.202 | 0.401 | 0.000 | 1.000 |
| 家庭からの給付と修学：回答なし | 0.098 | 0.298 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：学費 | 0.124 | 0.329 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：生活費 | 0.376 | 0.484 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：小遣い稼ぎ（娯楽費等） | 0.759 | 0.427 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：社会勉強 | 0.094 | 0.292 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：貯金 | 0.309 | 0.462 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：その他 | 0.039 | 0.193 | 0.000 | 1.000 |
| アルバイト代の利用目的：回答なし | 0.036 | 0.188 | 0.000 | 1.000 |
| 職場環境の要因 | | | | |
| 仕事内容：販売 | 0.432 | 0.495 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：ホテル | 0.054 | 0.226 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：飲食 | 0.346 | 0.475 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：娯楽 | 0.023 | 0.150 | 0.000 | 1.000 |

| | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 仕事内容：警備・倉庫 | 0.011 | 0.105 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：教育 | 0.061 | 0.240 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：配送・引越 | 0.012 | 0.109 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：イベント | 0.013 | 0.115 | 0.000 | 1.000 |
| 仕事内容：その他 | 0.045 | 0.207 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：800円未満 | 0.066 | 0.250 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：800円台 | 0.289 | 0.453 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：900円台 | 0.340 | 0.474 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：1000円台 | 0.172 | 0.377 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：1100円～1500円未満 | 0.082 | 0.275 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：1500円以上 | 0.016 | 0.127 | 0.000 | 1.000 |
| 時給：回答なし | 0.030 | 0.172 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：10時間未満 | 0.135 | 0.342 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：10時間以上20時間未満 | 0.375 | 0.484 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：20時間以上30時間未満 | 0.260 | 0.438 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：30時間以上40時間未満 | 0.103 | 0.304 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：40時間以上 | 0.042 | 0.200 | 0.000 | 1.000 |
| 勤務時間：回答なし | 0.083 | 0.276 | 0.000 | 1.000 |
| 深夜時間勤務：あり | 0.291 | 0.454 | 0.000 | 1.000 |
| 深夜時間勤務：なし | 0.382 | 0.486 | 0.000 | 1.000 |
| 深夜時間勤務：回答なし | 0.325 | 0.468 | 0.000 | 1.000 |
| 労働条件：具体的な説明なし | 0.162 | 0.369 | 0.000 | 1.000 |
| 労働条件：口頭説明 | 0.198 | 0.399 | 0.000 | 1.000 |
| 労働条件：書面の提示あり・コピーなし | 0.159 | 0.366 | 0.000 | 1.000 |
| 労働条件：回答なし | 0.096 | 0.295 | 0.000 | 1.000 |

表4-2 労働法違反行為の経験と学生の置かれた状況や職場環境との関連についての分析結果 (N=1,329)

| | 線形確率モデル | | プロビット分析 | |
|------------|----------|-------|----------|-------|
| | 係数 | 標準誤差 | 限界効果 | 標準誤差 |
| 学生側の要因 | | | | |
| 労働法の知識 | 0.004 | 0.003 | 0.005 | 0.004 |
| 1年生 | -0.009 | 0.050 | -0.009 | 0.054 |
| 2年生 | -0.088** | 0.038 | -0.100** | 0.040 |
| 4年生 | -0.095** | 0.047 | -0.107** | 0.047 |
| 女性 | 0.038 | 0.031 | 0.042 | 0.033 |
| 親との同居あり | 0.034 | 0.035 | 0.035 | 0.039 |
| 出生順位：2番目 | -0.013 | 0.030 | -0.017 | 0.032 |
| 出生順位：3番目以降 | -0.094** | 0.047 | -0.103** | 0.049 |
| 兄弟数 | 0.017 | 0.015 | 0.019 | 0.017 |

| | | | | |
|-------------------------|----------|-------|----------|-------|
| 奨学金：給付型奨学金あり | 0.064 | 0.064 | 0.073 | 0.069 |
| 奨学金：第一種貸与型奨学金あり | 0.034 | 0.037 | 0.037 | 0.041 |
| 奨学金：第二種貸与型奨学金あり | 0.021 | 0.033 | 0.024 | 0.037 |
| 学費負担割合：全額負担 | -0.009 | 0.032 | -0.011 | 0.034 |
| 学費負担割合：一部負担 | -0.010 | 0.043 | -0.011 | 0.047 |
| 学費負担割合：回答なし | -0.138* | 0.074 | -0.139* | 0.076 |
| 世帯主の学歴：中学卒 | 0.151** | 0.077 | 0.171** | 0.086 |
| 世帯主の学歴：高校卒 | -0.003 | 0.031 | -0.005 | 0.034 |
| 世帯主の学歴：短大・高専卒 | -0.021 | 0.040 | -0.027 | 0.044 |
| 世帯主の学歴：回答なし | 0.109 | 0.108 | 0.129 | 0.117 |
| 親の就労状況：片働き | 0.024 | 0.028 | 0.027 | 0.031 |
| 親の就労状況：その他 | -0.113* | 0.068 | -0.131* | 0.072 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみで修学可能 | -0.015 | 0.035 | -0.021 | 0.038 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみでは修学不自由 | 0.071 | 0.056 | 0.076 | 0.062 |
| 家庭からの給付と修学：給付のみでは修学継続困難 | 0.096 | 0.074 | 0.113 | 0.085 |
| 家庭からの給付と修学：回答なし | -0.016 | 0.052 | -0.022 | 0.057 |
| アルバイト代の利用目的：学費 | 0.129*** | 0.045 | 0.141*** | 0.049 |
| アルバイト代の利用目的：生活費 | 0.012 | 0.030 | 0.015 | 0.033 |
| アルバイト代の利用目的：小遣い稼ぎ（娯楽費等） | 0.040 | 0.032 | 0.050 | 0.034 |
| アルバイト代の利用目的：社会勉強 | -0.073 | 0.046 | -0.074 | 0.048 |
| アルバイト代の利用目的：貯金 | 0.003 | 0.029 | 0.004 | 0.032 |
| アルバイト代の利用目的：その他 | 0.143** | 0.071 | 0.163** | 0.075 |
| 職場環境の要因 | | | | |
| 仕事内容：販売 | 0.128** | 0.050 | 0.197*** | 0.074 |
| 仕事内容：ホテル | 0.168** | 0.073 | 0.250*** | 0.090 |
| 仕事内容：飲食 | 0.200*** | 0.051 | 0.278*** | 0.073 |
| 仕事内容：娯楽 | 0.008 | 0.094 | 0.066 | 0.121 |
| 仕事内容：警備・倉庫 | 0.115 | 0.126 | 0.182 | 0.164 |
| 仕事内容：教育 | 0.315*** | 0.075 | 0.384*** | 0.077 |
| 仕事内容：配送・引越 | 0.020 | 0.094 | 0.046 | 0.153 |
| 仕事内容：イベント | 0.227** | 0.109 | 0.335*** | 0.121 |
| 時給：800円台 | -0.053 | 0.058 | -0.057 | 0.061 |
| 時給：900円台 | -0.078 | 0.062 | -0.089 | 0.065 |
| 時給：1000円台 | -0.116* | 0.067 | -0.130** | 0.066 |
| 時給：1100円～1500円未満 | -0.155** | 0.075 | -0.163** | 0.070 |
| 時給：1500円以上 | -0.229* | 0.121 | -0.225** | 0.096 |
| 時給：回答なし | -0.111 | 0.089 | -0.190* | 0.099 |
| 勤務時間：10時間以上20時間未満 | 0.027 | 0.043 | 0.032 | 0.046 |
| 勤務時間：20時間以上30時間未満 | 0.025 | 0.046 | 0.026 | 0.050 |
| 勤務時間：30時間以上40時間未満 | 0.069 | 0.057 | 0.076 | 0.062 |
| 勤務時間：40時間以上 | 0.225*** | 0.078 | 0.251*** | 0.083 |
| 勤務時間：回答なし | -0.108* | 0.063 | -0.144** | 0.067 |
| 深夜時間勤務：あり | 0.040 | 0.036 | 0.044 | 0.039 |
| 深夜時間勤務：なし | -0.035 | 0.032 | -0.034 | 0.035 |

| | | | | |
|----------------------|----------|-------|----------|-------|
| 労働条件：具体的な説明なし | 0.157*** | 0.039 | 0.179*** | 0.042 |
| 労働条件：口頭説明 | 0.037 | 0.038 | 0.045 | 0.041 |
| 労働条件：書面の提示あり・コピーなし | 0.040 | 0.041 | 0.048 | 0.044 |
| 労働条件：回答なし | -0.099** | 0.048 | -0.136** | 0.054 |
| 定数項 | 0.133 | 0.115 | | |
| Log pseudolikelihood | | | -801.087 | |
| R^2 | 0.139 | | 0.114 | |

注) レファレンスグループは、学年は「3年生」、出生順位は「1番目」、奨学金の有無は「なし」、学費負担割合は「負担なし」、世帯主の学歴は「大学・大学院卒」、親の就労状況は「共働き」、家庭からの給付と修学の関係は「給付なし」、アルバイト代の利用目的は「回答なし」、時給は「800円未満」、1週間の勤務時間は「10時間未満」、深夜時間勤務の有無は「回答なし」、アルバイト労働条件の提示の有無とその方法は「労働条件が記載された書面を渡された」である。***は1%水準で有意、**は5%水準で有意、*は10%水準で有意であることを示す。標準誤差は不均一分散に頑健な標準誤差を用いた。

4-2 ブラックバイトのテキスト計量分析

本節では、本調査の自由記述回答を用いて、大学生にとって「ブラックバイト」という言葉の背後にある文書構造を明らかにすることを目的とする。テキストマイニング手法（共起ネットワーク⁶⁾）を採用して、以下4つの質問項目を順に分析していく。

「Q11.アルバイト先がブラックだと感じたこと（ブラックバイト実感⁷⁾）がありますか」

⇒あり（有効回答数：352、総抽出語数 4,904）

⁶⁾ 共起ネットワークとは、語り（文書）の中から共起の強いペアから順に60組を線で結び図示したものである。また、共起の強さにはJaccard係数を用いており、太線-実践-点線の順で関係性の強さを表している。

⁷⁾ 中嶋（2017）では、ブラックバイト実態（20項目）の有無について、ブラックバイトであるという実感が「1～2回あった」「ときどきあった」「しょっちゅうあった」のいずれかに該当する「あり」群と「なし」群に分けてグループ間比較を行った。その結果、「ブラックバイト実態あり×ブラックバイト実感なし」という労働基準法上、不当な状況に置かれながらも、それを認識できていない層が全体の35%に上ることを発見した。

「Q14.アルバイトによって、学業に支障が出た経験」

⇒あり（有効回答数：293、総抽出語数：2,546）

「Q16.労働条件などに対して困ったことがあった場合の対処法」

⇒何もしなかった（有効回答数：110、総抽出語数：952）

「Q21.アルバイトと学業との両立に関する意見」

⇒あり（有効回答数：161、総抽出語数：2,601）

まず、図4-1より、出現回数が比較的高いものは「時間（頻度75）」「シフト（頻度50）」「労働（頻度25）」「休憩（頻度25）」「残業（頻度25）」であり、ブラックバイトは長時間労働と密接に関係することが示されている。すなわち、「時間」が「労働」－「長い」－「働かず」、「残業」が「サービス」－「出る」とそれぞれ線で結ばれており、共起性の強さが分かる。また、「シフト」は表記ゆれが認められるものの、「勝手に組む（入れる）」と結ばれていると解釈できることから、自分の意に反する場合にブラックの実感が高まる傾向にあることがうかがえる。

図4-2から、アルバイトにより、「勉強」－「テスト」のための「時間」が削られることで学業への大きな支障になっていることが分かる。また、「夜」－「遅い」－「眠い」が「授業」や「アルバイト」とつながっていることから、深夜業のアルバイトが翌朝の授業の遅刻・欠席という悪影響を及ぼす可能性が端的に示されている。

次に、労働条件などの不満や不安を抱きながらも対処行動を取らなかった者の回答を分析する（図4-3）。出現回数が多い「特に」－「困る」が「ない」と繋がっているおり、そもそも大学生自身の違法労働（過重労働）に関する認識の低さを指摘することができる。

ここでは、「面倒くさい」と「我慢」をキーワードとして注目する。まず、共起の強さ（線分の太さ）、かつ、次元の高さ（つながりの多さ）から、「面倒くささ」が問題対処行動を何も取らなかったことの背景にあったと考えられる。

それは、「店長」－「言える」－「関係」からは、学生自身が、アルバイト先や店長の大変さや忙しさを慮って言わずにいた可能性も考えられる。あるいは、「職場」－「仲」－「良い」から、アルバイト仲間との関係性を維持するために言い出しにくい状況があったのかもしれない。

「我慢」については、「お金」－「必要」の共起性が強い（太線である）ことから、学費や生活費などの経済的理由に基づく選択制約下の状況があったと思われる。加えて、「アルバイト」－「職場」との緩い繋がり、および、「辞める」－「変わる」の強い共起性から、ブラックな状況が自分の身に降りかかった際、次のアルバイト先が変わるまでの一時的な我慢で対処してきた者が一定数存在することもうかがえる。また、「問題」－「自分」－「解決」－「行動」の共起性から、そもそも他者に相談したり、支援窓口や相談機関に救いを求めるという発想自体が大学生には乏しいといえよう。

アルバイトと学業の両立について、図4-4で示される通り、アルバイトは学業にとって大きな「支障」になり得るため、学業優先が第一に求められる。また、「シフト」－「自分」－「両立」－「時間」－「決める」の関係から、学生自身が周囲に流されることなくきちんと時間管理をすることが肝要になる。

加えて、「労働条件」の次元が高くなっており、「働く」－「大切」－「会社」－「知る」が太線でつながっている。すなわち、学生アルバイトの経験を通じて労働法の知識習得の必要性を高める契機となっている点は、さまざまな実地体験に基づいて多くの発見や気づきを得ることの重要性を示唆するものである。

図4-1 ブラックバイト実感 (共起ネットワーク)

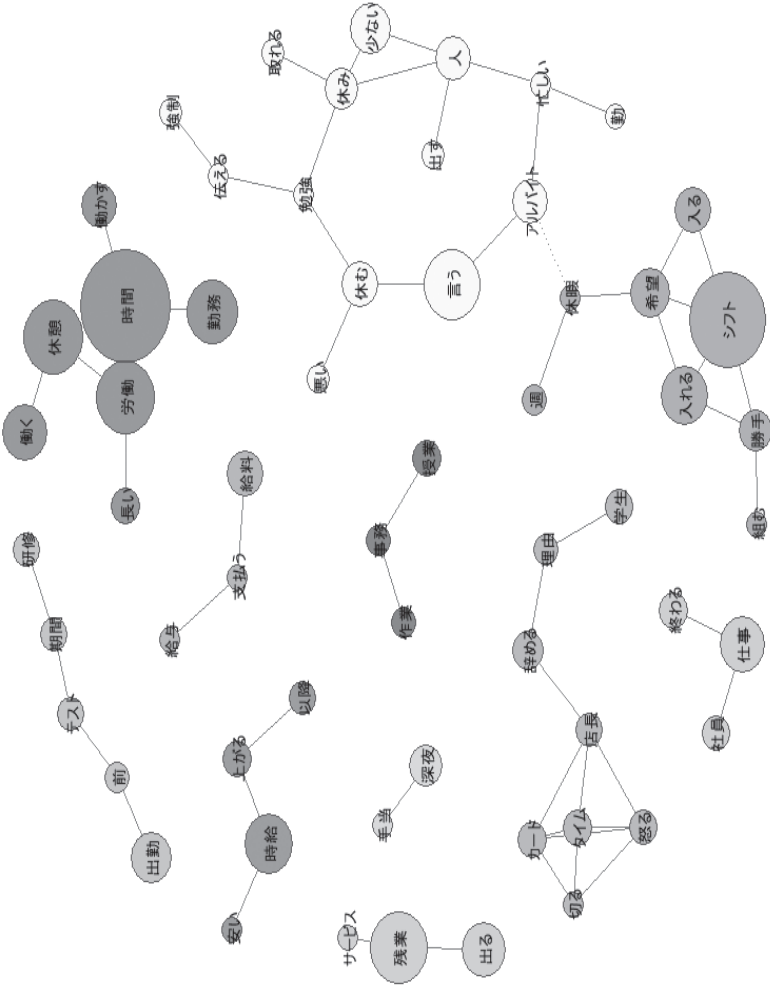


図4-3 ブラックと感じた場合の対処行動なし（共起ネットワーク）

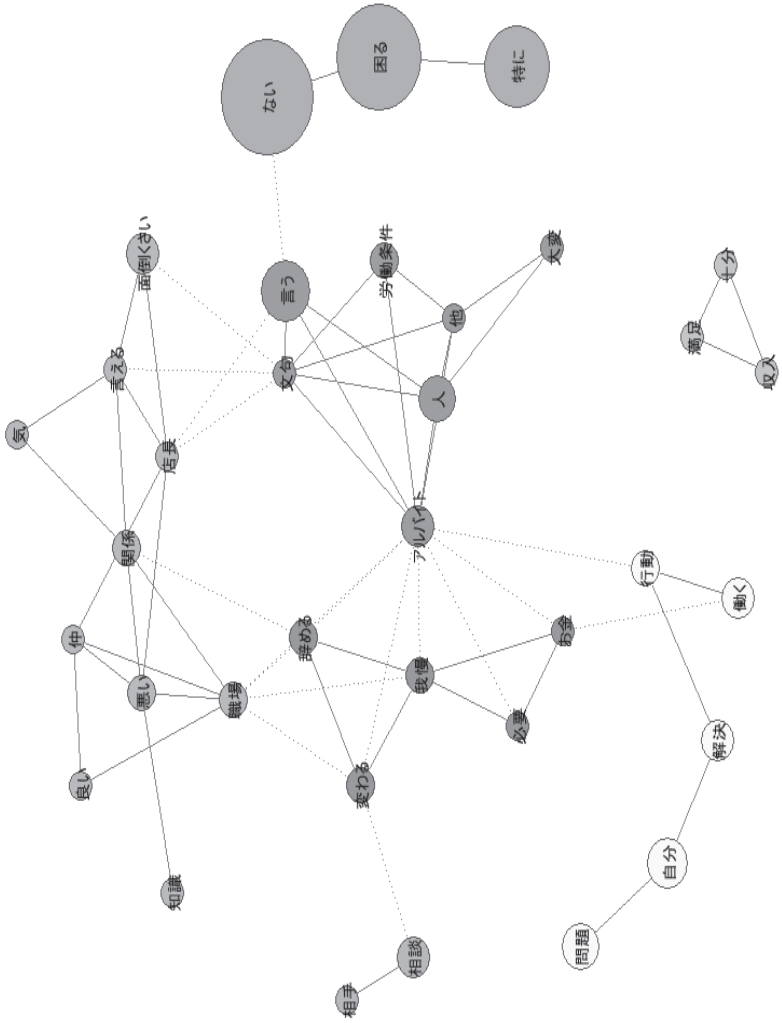
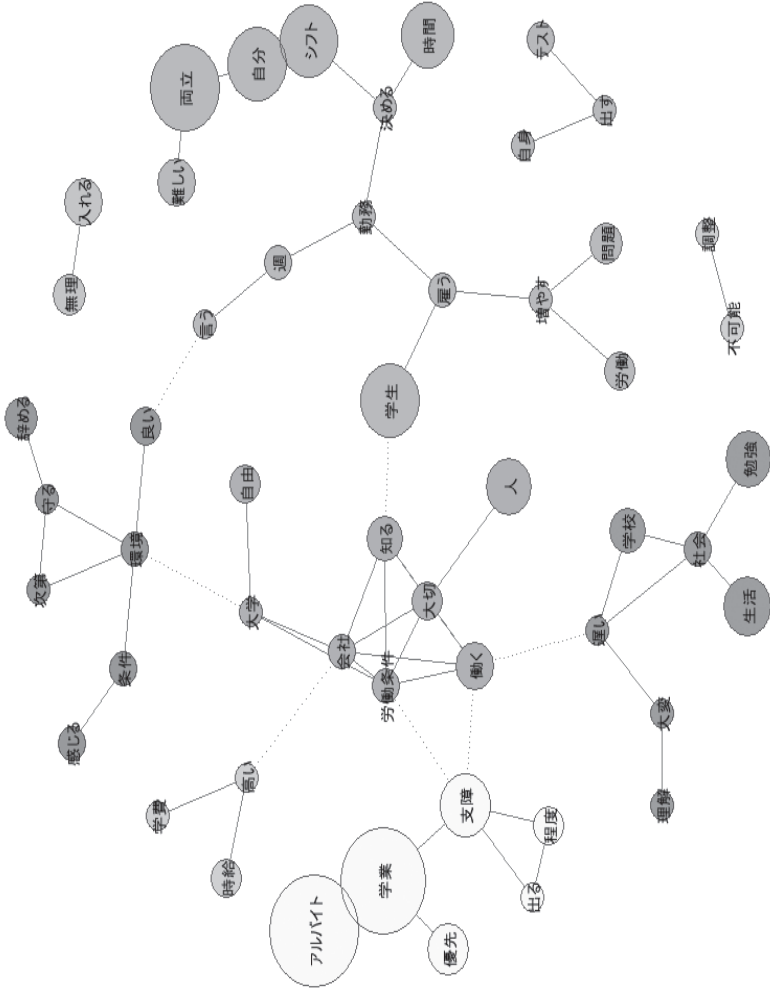


図 4-4 アルバイトと学業との両立に対する意見（共起ネットワーク）



5. 結 び

以上、本稿では「大学生アルバイト実態調査報告（2016）」の調査結果を用いた予備的考察という性質を持つものの、ブラックバイト被害が起こる原因を職場の劣悪な就労条件や労働環境といった職場環境要因と、学生の置かれた状況に基づく個人要因に分けて実証分析を行った。その結果、2つの重要な事実確認とそれに基づく幾つかのインプリケーションが得られた。

第1の発見は、大学生の労働関係法令の知識の多少に関わらず、ブラックバイト被害が生じていることである。第2の発見は、長時間労働が労働法違反行為を経験する確率を高めることである。

前者については、回帰分析において労働法の知識の多少と労働法違反行為の経験との間に有意な相関関係は見られなかった。すなわち、労働法の知識不足者（知識習得者）がブラックバイトを経験していなかった（経験していた）場合もあったということである。また、テキスト計量分析からは、出現回数が多かった「特に」－「困る」－「ない」の共起性の強さから、そもそも大学生自身の違法労働（過重労働）に関する認識が高くないことが浮き彫りになった。労働条件等に関する具体的な事前説明がなかった学生は高確率で労働法違反行為を経験しており、規範意識の低さが長時間労働やブラックな就労状況の温床になりやすいことが推察された。このような事実認識から、現行の法学部やキャリア教育現場などで行われている労働法教育（ワークルール教育）は、労働関係法令の知識取得だけでは実践面において不十分であるという含意を汲み取ることができる。

後者の発見については、1週間の勤務時間が10時間未満の学生に比べて、勤務時間が40時間を超える学生は労働法違反行為を経験する確率が22.5%ポイント高まるという有意な推定結果を得た。テキスト計量分析からも、ブラックな職場環境である実感が高かった者の語りの中から「労働」－「時間」－「長い」－「働かす」の強い共起性が認められた。勤務時間については、学生自身が好んで選ぶ可能性と自らの意思に反して勤務先から長時間働くことを強いられる

可能性の両方が考えられる。しかし、どちらの可能性が当てはまるのかを識別できなかった点についてはデータ制約上の限界である。一方、学生自ら学費を捻出する必要があるような経済状況において、ブラックバイト被害のリスクが高まるという推定結果が得られており⁸⁾、少なくともブラックバイト被害の実態を資金制約下における労働供給サイドの問題として、遭遇回避の困難性および脱出からの難儀さの側面から捉え直すことができた。

最後に、今後の発展的な研究課題について言及する。本稿で注目してきた労働者の権利に関する学生の理解度について検証した結果から、実践的な労働法教育の普及にどのように生かすかが大きな鍵になるだろう。規範意識を高める風土作りが労使双方において不可欠であることは言うまでもない。とりわけ、ブラックな状況に置かれながら、何の対処もしなかった（できなかった）場合が多く、対処行動をとった場合でもその多くは根本的な問題解決に繋がっていないことが明らかとなった。学生時代にこうした状況に慣れてしまい、ブラックに対する耐性がついてしまう危険性もあろう。資金制約や家庭の事情など、背景要因を複眼的に捉えつつ、ブラックバイトの真の実態を直視することの重要性が示唆される。加えて、労働関係法令の知識を提供する「予防面」と当事者になったときの対処法という「支援面」の両側面を念頭に置いた教育法の開発と教育効果の検証が必要になるだろう。

本報告書で説明された調査結果をもとに、今後は問題の本質を明らかにするためのより精緻な検証をおこなっていきたい。

⁸⁾ 経済的状況の代理変数で用いた親（世帯主）の学歴において、「大学・大学院卒」の家庭の学生に比べて、「中学卒」の家庭の学生は、労働法違反行為を経験する確率が有意に高まることが示された。

参考文献

- (1) 厚生労働省 (2015) 「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について」(平成27年11月9日発表)
- (2) 厚生労働省 (2017) 「平成14年度から平成28年度までの地域別最低賃金改定状況」
- (3) 中畠 剛 (2017) 「大学生のブラックバイトの現状と課題」, (学会報告) 第33回経済教育学会全国大会 (於 富山大学).
- (4) 三好向洋・矢野 誠 (2009) 「賃金形成から見た日本の労働市場の質について」, 樋口 美雄 他 編『日本の家計行動のダイナミズム <5> 労働市場の高質化と就業行動』(第3章), 慶應義塾大学出版会.

(ふじう ひろし 本学教授)

(なかしま つよし 本学准教授)

(あずま みすず 本学准教授)